

香川労働局発表  
令和4年3月3日

担 当	香川労働局労働基準部
	労災補償課長 長井 政樹
	労災補償監察官 三木 英央
	電話(087)811-8921(直通)
	夜間(087)811-8926(呼出)
<a href="https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/">https:// jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/</a>	

## 業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、 労災保険を利用できます

香川労働局（局長 <sup>まつせ</sup>松瀬 <sup>たかひろ</sup>貴裕）では、新型コロナウイルス感染拡大の現状を踏まえ、労働者が業務によって新型コロナウイルスに感染した場合には労災保険給付の対象になることの周知に努めています。

これまでの労災保険給付の対象となった事例は別紙のとおりですが、医療従事者等の新型コロナウイルスに感染する危険性が高い方は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則、労災保険給付の対象となります。また、新型コロナウイルスの感染経路が特定できない場合でも、労働基準監督署において、個々の事案ごとに業務との関連性を調査し、労災保険給付の対象になるか否かを判断しています。

新型コロナウイルス感染症に関する労災保険Q & A、労災保険給付の対象となった事例を厚生労働省ホームページに掲載しています。右のQRコードの「5 労災補償」をご覧ください。



労働者の方に対しては、業務により新型コロナウイルスに感染したものと考えられる場合には、積極的に労働基準監督署に労災請求を行っていただくよう、事業場の方に対しては、従業員が業務により新型コロナウイルスに感染したものと考えられる場合には、労災保険制度を周知し、労災請求するよう働きかけていただくよう、周知に努めています。

## 労災保険給付の対象となった事例

### 1 医療従事者等の事例

#### 【具体的な取扱い】

医師、看護師、介護従事者等の医療従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる。

#### 事例 1：医師

感染経路は特定されなかったが、A 医師は、日々多数の感染が疑われる患者に対する診療業務に従事していたことが認められたことから、支給決定された。

#### 事例 2：看護師

感染経路は特定されなかったが、B 看護師は、日々多数の感染が疑われる患者に対する問診、採血等の看護業務に従事していたことが認められたことから、支給決定された。

#### 事例 3：介護職員

感染経路は特定されなかったが、C 介護職員は、介護施設で日々複数の感染が疑われる介護利用者に対する介護業務に従事していたことが認められたことから、支給決定された。

### 2 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定された場合の事例

#### 【具体的な取扱い】

感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となる。

#### 事例 4：飲食店員

D 店員は、飲食店内での接客業務に従事していたが、店内でクラスターが発生し、これにより感染したと認められたことから、支給決定された。

#### 事例 5：児童クラブ職員

E 職員は、児童クラブで学習支援業務に従事していたところ、後日、児童クラブを利用する児童が、新型コロナウイルスに感染していたことが確認され、当該児童から感染したと認められたことから、支給決定された。

### 3 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合の事例

#### 【具体的な取扱い】

感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務（複数の感染者が確認された労働環境下での業務や顧客等の近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など）に従事し、業務により感染した蓋然性が高いものと認められる場合は、労災保険給付の対象となる。

#### 事例 6：建設資材製造技術者

感染経路は特定されなかったが、Fさんは、発症前 14 日間に、会社の事務室において品質管理業務に従事していた際、当該事務室でFさんの他にも、新型コロナウイルスに感染した者が勤務していたことが確認された。このため、Fさんは、感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事しており、私生活での行動等から一般生活では感染するリスクが非常に低い状況であったことが認められたことから、支給決定された。

#### 事例 7：バス運転者

感染経路は特定されなかったが、G運転者は、発症前 14 日間に、日々数十人の乗客（県外からの乗客を含む）を輸送・接客する等感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事しており、私生活での行動等から一般生活では感染するリスクが非常に低い状況であったことが認められたことから、支給決定された。

# 業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

## 対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**
  - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
  - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A  
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



## 労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

### 療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

### 休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）  
\*原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

### 遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

